

平成 22 年 3 月 18 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：環境局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-01-366 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 20 年 4 月 22 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1 確認内容

環境局は、次のような再発防止措置等を行った。

(1) 勧告で指摘された職員等への対応

勧告につながる事務処理を行っていた西部環境事業センター及び勧告時に当該職員が在籍していた城北環境事業センターの所長に注意を促すとともに、平成 20 年 5 月 2 日に当該職員を本局に呼び出し指導した。

城北環境事業センターにおいては、当該職員による病欠への事後変更は行われていない。

当該職員の病状は、主治医の意見では、決まった症状がない上、数か月仕事を休んだからといって完治するものではなく、当日の症状に応じて出勤の適否を判断する対応を取らざるをえない、というものであったため、環境局としては、出勤時に血圧を測定して当日の状態を申告させるとともに、常に規則正しい生活を送るように指導するなどした。

(2) 病欠取得者一般への対応

平成 20 年 6 月、大阪市全般として病欠休暇を申請する上での必要書類が厳格に定められた。環境局としても、全職員に対して病欠休暇制度の趣旨等を周知・徹底するとともに、管理監督者に対しては、病欠休暇取得後の勤務初日には当該職員と面談し、療養状況と当日の体調確認を行うように指示した。

(3) 勤怠関係の事務手続について

平成 21 年 2 月から、交通局、水道局及び学校園を除いて全市的に「勤務情報システム」が稼動した。これに伴い、勤怠については本人申請・事前承認が基本であることを所属職員へ周知徹底した。現在は、同システムにより勤怠処理上の未入力情報等を把握し、適正に処理することができている。

(参考) 勧告の内容

- ① 勤怠不良等で「個別具体的な問題がある」と所属が認識している職員に対して必要な服務指導及び職場における具体的な指導啓発に努められたい。
- ② 勤怠関係の手続に限らず、事務手続が定められている以上は、それに従うのがコンプライアンス上の当然の要請ではあるが、特定の事業所に限られるような特殊要因が存するため、市役所全体における画一的処理が現実的に困難であるのであれば、関係機関が協議のうえ、厳正かつ合理的な手続を定めるよう努められたい。